

# 撮影に関する注意事項

## 【基本事項】

- 明治村の建造物は全て重要文化財・国登録有形文化財に指定されています。申込者は建造物ならびに展示資料に十分な安全配慮をした上、撮影を行ってください。
- 撮影にあたっては、通常ご来村されるお客様のご見学を最優先させ、配慮する必要があります。一般見学者に支障を与えるような行為はしてはいけません。  
なお、お客様へのご案内等の整理スタッフは原則申込者が明治村の指示のもと行ってください。  
(営業時間内においては、原則建物を貸し切ったの撮影や狭い通路、出入口などを占領しての撮影はできません。  
必要に応じて告知看板を設置してください)
- 撮影にあたり、明治村及びお客様等第三者に対する事故・破損等について申込者が責任をもって対処してください。

## 【撮影時間】

- 22時以降、7時以前の撮影は原則受け付けません。
- 撮影時間は準備・撤収の時間も含まれます。  
上記撮影可能時間であっても撮影時間を延長する場合は、撮影予定時間の2時間前もしくは15時のいずれか早い時間までに申請・受理される必要があります。

## 【撮影時の注意事項】

- 室内展示物の移動、持ち出しは原則禁止とします。  
なお、明治村の許可を得た上で移動する際は必ず原状復帰をしてください。(使用前の写真を撮影する)  
建物内の資料を移動する際は指定の美術輸送会社をご利用ください。
- 機材等の整理・整頓をしてください。(建物内に機材を置く場合は養生をお願いします)
- 喫煙は指定の場所で行ってください。(営業時間内の撮影の場合はお客様の見えない所で喫煙所をご用意してください)
- 撮影にあたり、看板などの案内表示、照明装置、発電設備、音響装置を設置する場合は、事前に承認を得てください。
- 火気の取扱いは禁止とします。

## 【車輛について】

- 営業時間中に車輛が村内に入る場合は、最低限の車輛台数のみとし、明治村の許可を要します。
- 村内移動時は、明治村スタッフの許可を得たうえで車輛速度は10キロ以下を厳守し、ハザードランプを点灯、車輛の前に先導スタッフを必ず付けてください。また、通常ご見学のお客様に十分配慮してください。
- 村内での車輛の駐車場所は、明治村の指定する場所に駐車してください。  
申請者本人のみでなく、村内を運転するスタッフには、全ての注意事項を必ず通告してください。

## 【撮影の申込期間】

- 明治村で撮影を希望する場合は、原則2週間前までに別紙「撮影申込書」に必要事項を記入し、撮影内容の企画書、撮影スケジュールとともに明治村に申し込むものとします。

## 【撮影情報の公開についての協力】

- 明治村公式ホームページ、Facebookや入村窓口で撮影情報を公開することについて、可能な限り協力ください。

## 【二次使用について】

- 撮影をした素材を、申請目的以外の二次使用はできません。その都度明治村へ申請してください。

## 【承諾できない撮影内容】

- 下記のような撮影の場合は、承諾できないことがあります。
- 一般入村者に対して、大幅な制限を加えるような恐れがあるとき。
  - 当館の景観・イメージを損ねるおそれがあるとき(明治村内で人が死亡するなど)。
  - 建造物等を破損・焼失させるおそれがあるとき。
  - 災害の発生等のおそれがあるとき。

## 【その他】

- その他全ての事項については、その都度明治村と協議し、明治村の指示に従ってください。
- 上記事項に申込者が反したと明治村が判断した場合は、撮影中であっても撮影を中止する場合があります。
- 撮影料金には掲載・使用料金も含まれます。(二次使用、再放送を除く)  
但し、掲載使用期間及び内容については事前に明治村の確認をとってください。
- 撮影料金の支払い方法は事前に協議して決めます。
- 撮影料金の決定は撮影した月の月末、お支払はその翌月末までとします。
- 映像は放送後DVD1枚を、掲載誌は発行後当該物1部を弊館に送付してください。
- 掲載・撮影物には「博物館 明治村」と必ず表記してください。
- 本紙及び別紙「撮影申込書」を遵守してください。違反することがあった場合は申込者が全ての責任を負います。
- 著作権者への許諾については、申請者が責任を持って行ってください。